明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年十月二十三日です。

平成二十四年十月一日

広島市南区宇品神田四丁目一三番一〇号

協和レジナス株式会社

代表取締役　石川　豊

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十一月二日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年十月一日

千葉県船橋市若松一丁目五番二号

織光商事株式会社

代表取締役　織戸　洋

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市岩槻区大字高曽根一〇二三番地、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区大字高曽根六一九番地四

被相続人　亡　中島　彰

右被相続人は平成二十四年六月六日死亡し、その相続人は平成二十四年九月二十日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月一日

埼玉県さいたま市岩槻区大字高曽根七六九番地

相続財産管理人　中島　寛

限定承認公告

本籍千葉県松戸市和名ヶ谷八四三番地一六、最後の住所千葉県松戸市和名ヶ谷八四三番地の一六

被相続人　亡　山本賀代子

右被相続人は平成二十四年五月二十五日死亡しその相続人は平成二十四年九月十二日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月一日

千葉県松戸市和名ヶ谷六一四番地の一一

相続財産管理人　内藤　恭代

限定承認公告

本籍熊本県天草市下浦町七八四番地、最後の住所東京都練馬区土支田一丁目二八番一五号

光が丘ハイツ一〇五

被相続人　亡　石井　聖徳

右被相続人は平成二十四年三月十七日死亡し、その相続人は平成二十四年六月十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月一日

東京都練馬区光が丘三―三―八―六〇八

限定承認者　南　サワヨ

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十四年十月十五日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

次項に定める減資消却可能額の範囲内の金銭を資産流動化計画に係る業務の終了前に優先出資社員に対して払い戻すため。

二、優先資本金の額の減少をする要件、時期、減少する優先出資金の金額又はその計算方法

特定資産の全部若しくは一部の売却又は減価償却を行い取締役が簡易減資消却が必要であると判断した場合、その後取締役が決定により定めた時期に、初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）及び減価償却の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）の範囲内で取締役が定める金額について、各優先出資社員の保有する優先出資口数（全額の払込がなされていることを条件とする。）に応じて簡易減資消却を行うこと。

三、消却する優先出資の種類

第一回優先出資

四、消却する優先出資の口数

四百二十二口

五、消却の方法、消却に要する金額又はその計算方法

消却金額は、一口あたり金五万円とし、各優先出資社員の消却の対象となる優先出資の口数は、以下のとおり計算されるものとする。

減資消却可能額の範囲内で取締役が定める額（円）　×　各優先出資社員の保有口数　／　優先出資の発行済み総口数（既に減資消却された分を除く。）　＝　各優先出資社員の消却口数（小数点以下切り捨て）

六、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

第一回優先出資

平成二十四年十月一日

東京都文京区本郷二丁目三番七号お茶ノ水元町ビル株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ内

RP―9特定目的会社

取締役　中里　肇

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十四年四月二十日付官報号外第九二号五八頁に掲載されています。

平成二十四年十月一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

BREジャパン・デット・ホールディングスB特定目的会社

取締役　浅子　敏行

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億七千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十一月二日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年十月一日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

BREジャパン・デット・ホールディングスB特定目的会社

取締役　浅子　敏行

任意清算公告

当社は、平成二十四年六月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十月一日

名古屋市西区幅下二丁目二〇番一四号

合資会社愛清商店

代表社員　髙木志津子

任意清算公告

当法人は、平成二十四年九月三十日をもって解散し、社会保険労務士法第二五条の二五第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十月一日

名古屋市中区古渡町一一番三〇号

かなやま労務管理社会保険労務士法人

代表社員　久松まゆみ

取消公告

平成二十四年五月二十一日掲載の左記の会社に係る吸収分割公告は取り消します。

平成二十四年十月一日

東京都渋谷区渋谷三丁目二九番二四号

（甲）エース交易設立準備株式会社

代表取締役　牧田　栄次

東京都渋谷区渋谷三丁目二九番二四号

（乙）エース交易株式会社

代表取締役　牧田　栄次

正誤

ページ	段	行	誤	正
四下	六～七		「浮遊物質量（終りから一〇～九り）」を「水の濁り」に	「浮遊物質量（終りから一～九り）」を「水の濁り」に
〃	〃		（原稿誤り）	（原稿誤り） （都市計画に関する件） （原稿誤り）
七下	一八	終りから	自平成二十四年九月四日	自平成二十四年三月二十三日
			平成二十四年九月二十七日（号外第二百十号）掲載のエムシーアール・ツー有限会社に係る解散公告中 （印刷誤り） 八五二二―三	平成二十四年八月二十七日（号外第百八十五号）掲載のエムシーアール・ツー有限会社に係る解散公告中 （印刷誤り） 八五二二―三
			平成二十四年八月二十四日開催の株主総会	平成二十四年八月三十一日開催の株主総会

◉号外　十月一日付第二二四号九六
府調達第一八七号一一二ペ
ページ●同日付第二二五号一六六四ページ●同日付政
ージ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）
（配送料別）